

2つの「最重要目標」を達成するための重点的に取り組むべき施策

施策1 全ての基礎となる幼児教育の普及と質の向上

2つの「最重要目標」の達成に向けた第一歩は幼児期における基礎教育であるとの認識のもと、重点的に取り組むべき施策として8つに設けた分類の中で、「全ての基礎となる幼児教育の普及と質の向上」を最初に位置付けます。

幼児教育カリキュラムの浸透と実践

公私立の幼稚園、保育所、認定こども園等就学前施設への「就学前教育カリキュラム」の一層の周知と浸透を図ります。

- 「就学前教育カリキュラム」の研修会等の周知と推進及び改訂
- キッズプラザ大阪における遊体験を通じた学習

公私立の幼稚園、保育所、認定こども園等就学前施設における読書活動の推進

- 乳幼児期の読書環境整備事業(図書購入、読書活動支援ボランティア養成講座の開催)
- ブックスタート事業への協力など子育て支援施設・保健福祉センター等との連携 など



大阪市保育・幼児教育センターの設置

- 「評価・情報提供機能」「カリキュラム開発支援機能」「教職員資質向上支援機能」の3機能を担うセンターの設置

施策2 安全で安心できる学校、教育環境の実現

全ての子どもたちが、明るく落ち着いた教育環境の中で生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友だちと交流しながら心身ともに健全に成長できるよう、本市においては何よりも優先して子どもの安全・安心と教育を受ける権利の保障に努めるという強い決意を示し、具体的な取組を進めていきます。

基盤としての学校安心ルール

事前にルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができる力の育成をめざして作成した「学校安心ルール」(スタンダードモデル)をもとに学校の状況に応じて活用していきます。

- 「学校安心ルール」(スタンダードモデル)の活用

いじめ・暴力行為等防止対策(生活指導支援員の配置等)

「いじめ」「暴力行為」などの課題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら、教職員が毅然とした対応を行うために、教育委員会が生活指導支援員を配置し、学校の生活指導を支援し、教職員と協働することで、児童生徒が落ち着いて学習に取り組むことができる環境を整えます。

- 生活指導支援員を採用・配置

不登校・児童虐待等防止対策(生活指導支援員・第三者専門家チームの活用等)

- 生活指導支援員を採用・配置
- スクールソーシャルワーカーや第三者専門家チーム等の専門家の派遣

生活指導サポートセンター(個別指導教室)の設置

- 課題を抱える学校への訪問相談の実施並びに学校に対する指導助言

「防災・減災教育」の進化

- 「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」の改訂
- 防災・減災に係る研修会の実施

放課後施策との連携

- 安全・安心な放課後等の場づくりの推進(「児童いきいき放課後事業」等との連携)

